

「専門部会」設置要領（案）

（目的）

第１条 「須崎港の明日を考える会」設置要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項の規定に基づく専門部会（以下「部会」という。）の設置に関することを定める。

（組織）

第２条 部会のメンバーは、別表－１～３に掲げる者で構成する。

２ 部会は、特定の事項を検討するため、必要があるときは臨時のメンバーを出席させることができる。

（部会長）

第３条 部会には、部会長を置き、メンバーの互選によってこれを定める。

２ 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

（会議）

第４条 部会は、部会長が招集する。

２ メンバーはやむを得ない理由により会議に出席できないときは、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

（報告等）

第５条 部会は、要綱第３条に関する事項について検討協議し、その結果を須崎港の明日を考える会（以下「考える会」という。）に報告する。

（事務局）

第６条 会議の事務局は、高知県土木部港湾・海岸課に置く。

（雑則）

第７条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が考える会に諮って定める。

（付則） この要領は、平成２２年９月 日から施行する。

別表-1

港湾連携に関する専門部会

組織及び職名
(社) 須崎埠頭協会 事務局 白石工業(株)土佐工場 工場長 須崎港振興協会 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 企画調整課長 高知県 土木部 港湾振興課 チーフ (ポートセールス担当) // 港湾・海岸課 チーフ (計画担当) 高知県 土木部 須崎土木事務所 港湾漁港管理課長 須崎市 建設課長

別表-2

富士ヶ浜に関する専門部会

組織及び職名
錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 須崎港振興協会 NPOまちづくり須崎 理事長 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 企画調整課長 高知県 土木部 港湾振興課 チーフ (ポートセールス担当) // 港湾・海岸課 チーフ (計画担当) 高知県 土木部 須崎土木事務所 港湾漁港管理課長 須崎市 建設課長

別表-3

作業ヤードに関する専門部会

組織及び職名
錦浦漁業協同組合 須崎町漁業協同組合 須崎釣漁業協同組合 NPOまちづくり須崎 理事長 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 企画調整課長 高知県 土木部 港湾振興課 チーフ (ポートセールス担当) // 港湾・海岸課 チーフ (計画担当) 高知県 土木部 須崎土木事務所 港湾漁港管理課長 須崎市 建設課長